

付属資料

✳ 付属資料

資料1 序論 第2章「西条市の概況」補足

資料2 西条市総合計画審議会条例

資料3 西条市総合計画審議会委員名簿

資料4 諮問書

資料5 答申書

資料1 序論 第2章「西条市の概況」 補足

1 自然的・地理的特性について

(1) 県内各市市域面積（上位3市）（平成25年10月1日現在・単位：km²）

- ① 西予市 514.81
- ② 西条市 509.07
- ③ 宇和島市 469.59

（資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）

(2) 市内可住地面積等（平成25年・単位：km²）

- ・可住地面積 154.57
- ・林野面積 354.50

（資料：愛媛県統計課「統計からみた市町村のすがた」）

(3) 主要山岳標高（単位：m）

- ① 石鎚山 1,982
- ② 二ノ森 1,930
- ③ 瓶ヶ森 1,897

（資料：観光物産課）

(4) 主要河川延長（単位：km）

- ① 加茂川 28.64
- ② 中山川 23.09
- ③ 渦井川 12.82

（資料：愛媛県河川調書）

2 社会的・経済的特性について

(1) 歴史的経緯

・「西条藩」「小松藩」の始まり

一柳直盛が寛永13年（1636年）に伊勢神戸から伊予国西条6万8,600石に転封されたが、同年、直盛は西条に向かう途中、大阪で病没した。このため、遺領は3人の子に分与（西条・川之江・小松）され、西条藩3万石は一柳直重が、小松藩1万石は一柳直頼が相続し、それぞれ陣屋町が開かれた。

（資料：「西条市誌」・「小松町誌」）

・明治以降の市町村の変遷

（旧西条市）

明治22年 西条大師町、西条本町、西条東町、西条栄町、明屋敷村が合併し、西条町となる。

明治41年 氷見村が町制施行し、氷見町となる。

大正14年 西条町、大町村、玉津村、神拝村が合併し、西条町となる。

昭和16年 西条町、氷見町、飯岡村、神戸村、橘村が合併し、市制施行し、

西条市となる。

昭和31年 大保木村、加茂村、新居浜市大生院の一部を編入合併する。
(東予市)

明治34年 壬生川村が町制施行し、壬生川町となる。

昭和15年 壬生川町、多賀村が合併し、壬生川町となる。

昭和30年 壬生川町、国安村、吉岡村、吉井村、周布村が合併し、壬生川町となる。

昭和30年 三芳村、楠河村、庄内村が合併し、三芳町となる。

昭和46年 壬生川町と三芳町が合併し、東予町となる。

昭和47年 東予町が市制施行し、東予市となる。

(丹原町)

大正2年 福岡村が町制施行及び改称し、丹原町となる。

昭和30年 丹原町と徳田村が合併し、丹原町となる。

昭和30年 中川村と桜樹村が合併し、中川村となる。

昭和31年 丹原町、田野村、中川村が合併し、丹原町となる。

(小松町)

明治31年 小松村が町制施行し、小松町となる。

昭和26年 千足山村が石鎚村に改称する。

昭和30年 小松町、石根村、石鎚村が合併し、小松町となる。

(資料：西条市統計手帳)

(2) 産業の状況

・ 経営耕地面積 495,252アール

(資料：平成22年農林業センサス)

・ 製造品出荷額等 8,859億円

(主な産業分類別内訳)	非鉄金属	4,960億円
	鉄鋼	1,033億円
	輸送用機械	643億円
	生産用機械	564億円

(資料：平成24年工業統計調査)

資料2 西条市総合計画審議会条例

平成17年3月30日

条例第8号

改正 平成25年6月24日条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、西条市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、西条市総合計画(以下「計画」という。)に関する必要な事項について、調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役員
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) その他市長が適当と認める者
- (平25条例31・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画決定の日までとする。ただし、職名により選ばれた委員は、それぞれの職名の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、計画策定業務担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 西条市総合計画審議会委員名簿

氏 名	団体名・役職名	正副会長
伊藤 忠蔵	西条青年会議所理事長	
稲井 義隆	西条市医師会事務長	
越智 俊盛	西条労働者福祉協議会副会長	
木村 留里子	西条市小中学校校長会・飯岡小学校長	
近藤 洋子	西条市保育協議会・神拝保育園長	
佐伯 峰義	周桑農業協同組合代表理事専務	
佐伯 由貴恵	西条市社会福祉協議会理事	
白木 泰子	西条市農業協同組合理事	
関野 邦夫	西条市観光協会会長	
千田 晃代	西条市PTA連合会育成委員長	
高橋 美代子	西条市男女共同参画推進会議会長	副会長
田口 勝三	西条市連合自治会会長	会 長
徳永 米子	西条市連合婦人会会長	
平田 忠士	西条市老人クラブ連合会会長	
藤田 國博	西条市水産振興対策協議会会長	
三村 康行	西条市消防団団長	
山内 章正	西条商工会議所副会頭	
渡部 高尚	いしづち森林組合代表理事組合長	

(五十音順・敬称略)

資料4 諮問書

西総合第130号の2
平成26年8月22日

西条市総合計画審議会会長 殿

西条市長 青 野 勝

第2期西条市総合計画基本構想案について（諮問）

西条市総合計画審議会条例（平成17年3月30日条例第8号）第2条の規定に基づき、第2期西条市総合計画基本構想を別添のとおり策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

資料5 答申書

平成26年10月29日

西条市長 青 野 勝 殿

西条市総合計画審議会
会長 田 口 勝 三

第2期西条市総合計画基本構想案について（答申）

平成26年8月22日付け西総合第130号の2で諮問のあったこのことについては、適当であると認めます。

なお、今後の基本計画の策定にあたっては、審議過程において意見のあった下記事項を付記するので、特に留意されるよう要望して答申といたします。

記

- 1 働きながら安心して子どもを産み育てられるような環境の整備をはじめ、医療体制の充実や福祉の充実に努めること。
- 2 災害への対応を含め関係機関との連携を一層強化し、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めること。
- 3 教育施設の環境整備をはじめ、教育機器等学校教育の充実に努めること。
- 4 農業の担い手育成を図り、農業振興に努め、ブランド化を一層推進すること。
- 5 国内外の観光客の増加を見込んだ戦略を企て、地域の活性化を図ること。
- 6 企業誘致を図り、働きがいのある企業の育成に取り組む等、産業振興に力を注ぎ、人口減少の抑止に努めること。
- 7 まちづくりの指針を広く市民に浸透させ、市民にとってわかりやすい計画となるよう留意すること。
- 8 合併10周年の期に制定された市民憲章にも謳うように、市民と協働して「最上のまち西条」を目指したまちづくりを進めること。

以上

第2期西条市総合計画

平成27年3月 発行

西条市企画情報部総合政策課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164

TEL 0897-56-5151

FAX 0897-52-1200

<http://www.city.saijo.ehime.jp>